

第31回 千城台地区学校適正配置地元代表協議会（分科会） 議事要旨

1 日 時 平成27年9月30日（水） 18時30分～20時40分

2 会 場 千城台公民館

3 出席者

(1) 委 員 17人 *代理出席 1人（笹川委員⇒代理：岩沢氏）

(2) 事務局 4人 *教育委員会 大橋教育総務部参事
企画課 伊原統括管理主事、川口主査、望月主査補

(3) 傍聴者 15人

4 報告・議題

(1) 【報告1】 地元代表協議会における主な協議概要

(2) 【報告2】 前回協議会以降の動き

(3) 【議題1】 千城台地区の小学校統合

(4) 【議題2】 次回開催日時・場所

5 会議資料

(1) 資料1： 地元代表協議会における主な協議概要

(2) 資料2： 平成27年度千城台地区小学校に在籍する児童の居住分布状況

(3) 資料3： 平成27年度児童生徒数推計

(4) 資料4： 「千城台北小学校」と「千城台西小学校」の対比表

(5) 資料5： 「千城台南小学校」と「千城台旭小学校」の対比表

6 議事の概要

(1) 【報告1】 地元代表協議会における主な協議概要

事務局が資料1をもとに、これまでの協議状況について説明した。

(2) 【報告2】 前回協議会以降の動きについて

事務局が前回協議会以降の動きについて説明した後、各協議会委員から報告を行った。

・北小と西小のPTA会長の話し合いを、9月12日（土）に実施。今後も話し合いを続けていく。

・南小と旭小のPTA会長等の話し合いについては、日程を現在調整中である。

(3) 【議題1】 千城台地区の小学校統合

事務局が資料2の説明を行った後、協議を行った。その結果、統合場所をどこにするかという点について、通学路の安全、子どもルームの設置場所、地域配置バランスを統合議論のポイントとし、北小と西小、南小と旭小のそれぞれの保護者代表で話し合い、その結果を基に代表協議会を開催することとした（統合議論のポイントは追加の可能性あり）。

(4)【議題2】次回開催日時・場所について

今後の協議会については、統合場所についての該当校同士のPTAによる話し合いに一定の成果が出た後、正副会長が相談して日時を決めることとした。

7 発言要旨

(1) 会長挨拶（角田会長）

平成22年度から千城台地区地元代表協議会において、多くの方々からご意見を伺いながら、千城台地区の小中学校の統合について、子どもたちにとってよりよい教育環境を作るために議論を進めてきた。これまでは、統合が是か非かの総論のような話し合いであったが、これからは北小と西小、南小と旭小のどちらを統合場所とするかという各論部分に入って行く。今まで以上に細かな議論をしていくことになると思うので、皆様のご協力をお願いしたい。

どちらの学校が統合場所になったとしても、市は統合校として改修することになる。この点では、どこの小学校が統合場所になろうと同じである。子どもが安全に安心して新しい学校に通学できるかが論点になってくると思う。

PTA代表の委員は、協議会の内容を保護者等の関係者に報告していただくとともに、いろいろな意見を吸い上げて、今後の協議に反映させていただきたい。

また、統合するそれぞれの学校のPTA本部役員同士の話し合いを進め、課題をひとつひとつ解決していき、不明な点等があれば教育委員会に回答を求めたり、資料提供を依頼したりしていきたいと考えているので、よろしく願います。

(2) 報告

報告① 地元代表協議会における主な協議概要

〈事務局〉 資料1「地元代表協議会における主な協議概要」をご覧ください。今までの協議経過について、簡単に説明する。

〈第30回協議会〉

第29回協議会（分科会）で確認された内容について協議した結果、「東小を単独で残し、北小と西小、南小と旭小をそれぞれ統合する」という方向性が了承され、全体会での合意事項とした。また、小学校統合場所の協議については、学校保護者と学校評議員をメンバーとする分科会で進めることとした。

〈菅原議長〉 ただ今の報告で、質問がある方は願います。

〈一同〉 質問なし

報告② 前回協議会以降の動き

〈菅原議長〉 「前回協議会以降の動き」について、事務局から報告を願います。

〈事務局〉 事務局としては特にないが、PTA同士の話し合いをしていただいたという話を伺っている。

〈菅原議長〉 次に、各団体からの報告に移る。統合の組合せに係る当該校のPTA会長、またはPTA役員の方々が話し合っている。その内容を含めて報告を願います。

〈村山委員〉 9月12日（土）に西小と北小のPTA本部が話し合った。内容は、過去5年間の協議内容と同様に、統合について疑問に思っていること等が中心であった。今後、何度

か話し合っていくことになった。

〈木俣委員〉 P T A本部同士の話し合いについては、村山委員が発言したとおりである。西小 P T Aとして次の4点を、事務局に確認したい。

①統合後の主な通学路を示してほしい。

②モノレールの通りと東小が面した通りにセーフティウォッチャーを配置してもらえるのか。

③スクールバスの導入が不可能な理由を再度確認したい。

④仮に西小が統合場所となり北小がなくなった後、小倉小学区の児童が増え小倉小で受け入れられなくなった場合、北小に学区変更して児童数を調整するという選択肢がなくなるが、それでも問題はないのか。

〈菅原議長〉 質問に対する回答については、各委員の報告後とする。

〈時松委員〉 9月3日(木) P T A本部会議、9月10日(木) P T A運営会議で現在の学校適正配置について説明した。

〈横山委員〉 南小と旭小の P T A本部役員同士の話し合いを予定しており、現在、日程を調整中である。

〈鈴木委員〉 9月4日(金) P T A本部会、9月11日(金) 理事会で現状報告を行った。

〈千ヶ崎委員〉 小学校の統合に関して、小学校に在籍している子どもの保護者は少ないことから、関心が薄いようである。

〈岩沢氏〉 9月30日(水) 理事会で現状の報告をした。

(3) 協 議

議題① 千城台地区の小学校統合

〈菅原議長〉 まず、事務局から説明をお願いする。

〈事務局〉 資料2「平成27年度千城台地区小学校に在籍する児童の居住分布状況」には、各地域の児童数を載せている。()内の数字は、その学区の小学校に通学している児童数を示している。また、それぞれの指定場所から各学校までのおおよその距離を載せている。距離については誤差もあり、あくまでも目安ということで了解いただきたい。木俣委員からの質問についても資料2(右上部分)を使って説明する。

①統合後の通学路については、統合前から安全確認を行い、統合後に危険箇所をまとめた通学路安全マップを作成することになっている。

②セーフティウォッチャーについては、学校から地域の方々に登下校時の見守り活動をお願いしているものである。また、セーフティウォッチャーの他に統合校にはスクールガードアドバイザー(統合校安全指導員)を1年間配置し、セーフティウォッチャーと連携した見守り活動を依頼している。その他、学校・警察・道路管理者等の関係機関が集まり、年に一度、通学路合同点検を実施している。

③スクールバスについては、国の基準と同様に、市では4キロメートル以内を小学生の通学距離の基準としている。また、今年1月に国が示した適正配置に関する手引書では、交通機関を利用した場合、概ね1時間以内を通学時間の基準としている。よって、千城台地区では、距離・時間共に基準内であるため、スクールバスの導入は困難である。

④小倉小は現在21学級で適正規模の状態である。仮に教室が不足した場合には、空

き教室を改修するなどの方法で対応していくことになる。

- 〈村山委員〉 セーフティウォッチャーの事業内容を教えてもらいたい。
- 〈事務局〉 登下校時の見守り活動を行うものである。保護者・地域の方に登録してもらい、可能な時間に見守り活動をお願いしている。場所や日時を特に指定して活動してもらうものではなく、自主的に活動するものである。先行地区の統合校では、特に危険箇所について、教職員と共に見守り活動のお願いをしている。
- 〈角田会長〉 先行して統合した学校では、セーフティウォッチャーは適切に活用されているのか。
- 〈事務局〉 平成27年4月に統合した幸町小では、信号機のある場所、危険な場所にセーフティウォッチャーが立って、子どもたちを見守っている。
- 〈村山委員〉 セーフティウォッチャーが立つ場所・時間などのスケジュール管理はしているのか。
- 〈事務局〉 見守り活動をお願いしたい場所は伝えているが、強制力はないため、必ずスケジュール管理を行っているというわけではない。
- 〈村山委員〉 セーフティウォッチャーについて、教育委員会から自治会等に活動のお願いをしてくれるのか。スクールガードアドバイザーとは何か。
- 〈事務局〉 セーフティウォッチャーについて、教育委員会から自治会に活動のお願いをすることは可能である。学校・保護者・地域でどこに立つかを話し合っていて決めていることが多い。スクールガードアドバイザーとは、統合校に1年間有償で登下校時の見守り活動を委嘱するものである。誰に委嘱するかは、学校・保護者・地域で話し合っていて決めている。配置場所については、学校や保護者とよく話し合い、セーフティウォッチャーと連携しながら決めている。予算としては一人分であるが、地区によっては複数で活動しているところもある。
- 〈山崎委員〉 千城台地区は、高齢化した地域なので、セーフティウォッチャーに登録しても実際に通学路に立っている人は少なく、教職員が立っているのをよく見る。そのような状況で、セーフティウォッチャーによる通学路の安全確保は難しいのではないかと。
- 〈事務局〉 確かに地域によって違いはある。自治会等にもお願いしてもセーフティウォッチャーの確保が難しい場合は、保護者にさらなる協力をお願いすることもある。
- 〈角田会長〉 セーフティウォッチャーに登録している方の都合の良い日時を把握しているのか。
- 〈事務局〉 以前勤務した学校では、教頭が各セーフティウォッチャーの都合の良い時間を把握し、活動をお願いしていた。特に危険な場所は誰かがいなければならないため、教頭や教務主任などが順番に立つこともあった。
- 〈角田会長〉 セーフティウォッチャーに登録している人が大勢いるのならば、その方々は登録しているだけなのか、実際にお願ひすれば活動してもらえるのか。
- 〈事務局〉 登録していただいている方々の都合に合わせた活動の仕方がある。登録時に配布した腕章を付けて散歩をしたり、子どもの登校に付き添ったりするのも活動のひとつである。可能な範囲で可能な活動をしてもらっているのが現状である。
- 〈奥田委員〉 セーフティウォッチャーの依頼の仕方、管理の仕方が学校によって異なっているようである。校長・教頭が代わってしまうと依頼の仕方、管理の仕方が変わってしまう。子どもの安全のためには継続性が大切である。継続したものにならないと、安心して統合できないと考える保護者は多いのではないかと。
- 〈事務局〉 統合が決まった後、地域・保護者・学校の代表と教育委員会による統合準備会が組織される。その中でセーフティウォッチャーについても、どのように活動していくのかについて検討し、準備を進めていくことができる。

- 〈奥田委員〉 統合した場合、セーフティウォッチャーの準備や管理はどの部署が行うのか。学校独自で進めるだけだと、活動が不十分になる心配がある。
- 〈事務局〉 学校が準備をし、学事課が補助をしている。
- 〈菅原議長〉 各学校で何人の方がセーフティウォッチャーとして登録しているのかを、学校とPTA会長で確認した方が良い。
- 〈事務局〉 学校ごとのセーフティウォッチャーの登録者数について学校ごとに示すと次の通りである。
- 北小 153人（保護者151人 地域協力者 2人）
- 西小 34人（保護者 16人 地域協力者18人）
- 南小 154人（保護者131人 地域協力者23人）
- 旭小 175人（保護者163人 地域協力者12人）
- 東小 56人（保護者 50人 地域協力者 6人）
- 〈角田会長〉 セーフティウォッチャーの登録者数は毎年変わるのか。
- 〈事務局〉 いま示した登録者数は、今年度のものである。
- 〈菅原議長〉 保護者に登録してもらい、実際に見守り活動を行ってもらわないと、事故が起こってからでは遅い。
- 〈事務局〉 セーフティウォッチャーの腕章を付けて地域を歩いてもらうだけで防犯の効果があるので、地域に応じた形で協力いただいている。
- 〈佐々木委員〉 保護者が自ら子どもを見守るという意識は持ちたい。東小ではセーフティウォッチャーが立つ場所を決め、地図上でもわかるようにしている。東小は保護者にセーフティウォッチャーへの登録を強制していないので登録人数は少ないが、見守り活動は結構行われている。
- 〈時松委員〉 学校に係る団体は、PTA、青少年育成委員会、学校評議員、学校相談員など数多くあるが、個々に活動を行っている印象がある。統合するにあたって、各団体がまとまって活動するようにした方が良いと思う。
- 〈木俣委員〉 不規則な時間で仕事をしている保護者は、セーフティウォッチャーとして協力したくても協力するのが難しい場合がある。自ら見守りたいけれども地域の方に頼らなければならない保護者がいるので、まずは活動できるセーフティウォッチャーの人数を把握し、その数が少なければ、それに対する解決策を考えたい。
- 〈横山委員〉 協議会に関するホームページの更新に時間がかかっているが、もっと早くならないか。
- 〈事務局〉 議事録要旨の作成、確認作業に時間がかかる。資料だけの更新であればすぐにできると思うので検討する。（※資料は10月1日にHP掲載済）
- 〈角田会長〉 統合した場合、統合校よりも近い学校に学区外通学できるのか。
- 〈事務局〉 学区外通学については、学事課に学区外通学申請書を提出し、申請ごとに検討して適否を決定している。統合によって、統合校に決まった学校よりも近いからという理由で一律に学区外通学を認めることはない。通学負担の状況を基準に照らし合わせて、個別に判断することになる。過去の例としては、身体的な負担がある場合や兄弟関係などにより学区外通学を認めたケースがある。国の基準から判断すると、千城台地区では統合しても通学距離は基準内となっている。
- 〈横山委員〉 統合に伴って、学区の変更は行わないのか。
- 〈事務局〉 現行学区のままで統合することが合意事項となっている。
- 〈時松委員〉 東小の現在の3年生が卒業して中学生になるときは、東町に住んでいる児童の中で

南中に入学するという子どもは10人しかいない状況である。

- 〈木俣委員〉 小倉町（坂月小学区）から66人が西小に通っている。仮に北小が統合場所に決まった場合、北小と坂月小を選べるのか。
- 〈事務局〉 学区外通学を継続して北小に通学するか、申請を解除して坂月小に通学するかを判断してもらうことになる。
- 〈木俣委員〉 どのような理由で学区外から千城台地区の小学校に来ているのか。
- 〈事務局〉 個別に理由があるため、答えられない。
- 〈佐々木委員〉 通学の安全対策が解消された場合、統合場所をどちらの小学校にするか選択する上で、何を優先するかというポイントを決めて議論した方が良い。それなしには決まらないのではないか。
- 〈横山委員〉 前回の協議会で、小学生保護者へのアンケートの実施を提案したが承認されなかった。ならば、未就学児の保護者に対するアンケートを実施してはどうか。未就学児の保護者は千城台地区に統合の動きがあることを知らないのではないか。
- 〈佐々木委員〉 幼稚園では、小学校の統合について説明してもらっている。
- 〈事務局〉 4月に「地元代表協議会だより」を小中学校だけでなく、近隣の幼稚園・保育所に配布して統合について情報提供している。今年度は、幼稚園・保育所で説明会は行っていない。
- 〈角田会長〉 北小、西小、南小、旭小の4校が統合について話し合っていく上で、統合場所を決めるために優先するポイントを挙げてもらいたい。
- 〈時松委員〉 統合する2校同士のPTAで話し合っても結論は出づらい。2校を除いて話し合う方法も検討してはどうか。
- 〈奥田委員〉 統合場所を協議する上で優先するポイントを全て挙げてはっきりさせたい。
- 〈佐々木委員〉 当事者同士が話し合ってもよいが、当事者以外が協議した方がよい。統合しても通学距離は許容範囲にあり、統合場所を決めるポイントが通学距離だけになるというわけではない。
- 〈横山委員〉 全会一致でないと決まらない取り決めになっているが、それを変えることは可能か。
- 〈事務局〉 全会一致で議論を進めていきたい。中学校統合を見送った時に、東小の方々は全体的な視野に立って最終的に同意していただいた。小学校統合についても、全会一致で了承していただきたい。
- 〈阪下委員〉 子どもたちのためにより良い教育環境を整えることがこの協議会の目的である。各学校のPTA同士で話し合っ、妥協点を見つけないといけない。現在の南小や旭小は、統合が決まっていないため窮屈な教育環境となっており、はやく解消してあげたい。子どもたちのために決断してもらいたい。
- 〈鶴岡委員〉 将来のことを考えないといけない。小中連携教育などを研究するなら西小と南小が統合場所となるのが良い。地域のことを考えるのであれば北小と旭小が統合場所になるのが良いと考える。教育内容の充実を考えれば学級数が多い方がよい。学級数が少ないと、できる教育に限界が生じる。先に進んでいけるような話し合いをしてほしい。
- 〈角田会長〉 統合議論のポイントとしては、今の学校に遠くから通っている子どもをさらに遠くの学校に通わせるのかという視点はあって良いと思う。
- 〈石井委員〉 御成街道は交通量が多い。若葉消防署前の迂回道路の工事が進んでおり、その道路には押しボタン式信号も設置されているが、子どもが通学するには不安が残る。学校から遠い地域に住んでいる保護者は、通学路が遠くなると心配が大きくなる。

- 〈時松委員〉 通学路を考える場合には、特に小学1、2年生をどのように守るかを考えたい。
- 〈角田会長〉 統合議論のポイントとして、通学路の安全確保以外に何かあったら挙げてほしい。
- 〈奥田委員〉 統合校に子どもルームを確保してもらえるのか。子どもルーム設置を議論のポイントに挙げてほしい。
- 〈事務局〉 子どもルームの所管は子ども未来局である。各小学校が統合場所になった場合の子どもルーム設置で考えられる場所について確認する。
- 〈村山委員〉 全会一致で統合を決めた事例はどのぐらいあるのか。
- 〈事務局〉 全会一致の原則を採用することは、地元代表協議会で決めたものである。過去の統合に関してはすべて全会一致で決めている。平成27年4月に統合した幸町小も最終的に全会一致で統合について合意に至っている。
- 〈村山委員〉 統合場所とならなかった学校の関係者も同意しているのか。
- 〈事務局〉 同意していただいている。
- 〈村山委員〉 過去の事例で、統合に対して全会一致に至った議論のポイントはあるのか。
- 〈事務局〉 通学路については、どの地区でも議論のポイントとなっている。学校・校庭の規模の大小・新しさ・古さに違いがある場合はポイントとなる。地域配置バランスもポイントとなっている。ひとつのポイントに絞って議論したというわけではなく、様々な視点から総合的に判断していただいている。
- 〈大澤委員〉 まちづくりの視点で地域配置バランスをポイントに挙げてほしい。
- 〈木俣委員〉 先行地区で、例えば幸町小の統合について話し合いの期間は何年だったのか。協議会の開催回数は何回か。
- 〈事務局〉 4年程度の期間がかかった。
(※平成20年2月に第1回協議会が開催され、平成24年6月の第27回協議会で、小学校統合について統合場所や開校時期等の合意を得た。)
- 〈角田会長〉 千城台地区の統合場所はまだ決まっていないが、決まったといううわさが出ているというような話も聞く。子どものためにも早く統合場所を決めていきたい。
- 〈事務局〉 統合議論のポイントを整理したい。
①通学路の安全
②子どもルームの設置場所
③地域配置バランス
以上の3つのポイントで良いか。今後追加されることはないか。
- 〈角田会長〉 北小と西小のPTAの話し合いはもう1回予定している。南小と旭小のPTAの話し合いは現在調整中だが、近日中に行う。その後東小も加わった話し合いの場を持ちたいと考えている。統合議論の3つのポイントが示されたので、今までとは違った話し合いになることを期待したい。今後の話し合いの中で新たなポイントが提案されることも考えられるので、ポイントは3点に固定しないでもらいたい。
- 〈事務局〉 統合議論の新たなポイントが提案された場合は、それに関する情報提供も考えられるので連絡をいただきたい。
- 〈菅原議長〉 次回も継続審議とする。統合協議のポイントをもとに該当校同士のPTAが協議し、一定の成果が出た段階で全体会または分科会で報告するようしてほしい。
- 〈一 同〉 異議なし(了承)

議題② 次回開催日時・場所

- 〈菅原議長〉 まず、事務局から説明をお願いします。
- 〈事務局〉 次回の開催は、該当校同士のPTAが協議し、一定の成果が出た段階で、正副会長と相談の上、後日、開催日時と場所をお知らせすることによろしいか。
- 〈菅原議長〉 今の事務局の提案でよろしいか。
- 〈一同〉 異議なし（了承）

(4) 連絡

- ・本日の協議会内容について、各所属団体への伝達をお願いします。
- ・本日の議事要旨（案）を作成し、委員の方々に郵送し確認していただく。また、委員の確認を経て修正・確定した議事要旨を千葉市教育委員会ホームページで公開する。本日の資料については、先に公開する。
- ・今後、協議会を欠席される場合は、事前に事務局で連絡いただきたい。代理を立てることも可能である。

(5) 会長挨拶（角田会長）

今日の議論の中で、懸案事項であったセーフティウォッチャーや学区の問題については、クリアできそうな手ごたえを得ることができた。今後は本日挙げた統合議論のポイントを中心に当該校同士のPTAで話し合いを進めてもらい、子どもたちのためにも早く統合についての結論を出していきたい。本日は、お疲れ様でした。